

11月12日(木)～25日(水) [11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日]

# 女性に対する暴力を

## なくす運動



配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引など、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

### DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力」のことを言い、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、精神的・経済的・性的暴力も含まれます。また、近年、中学生・高校生・大学生など、若年層カップルの間で起こる「デートDV」が問題になっています。DVは大人の男女間に限った問題ではありません。

DVは、暴力を振るう側の問題であり、被害者の努力で暴力がとまるわけではありません。また、子どもに暴力を見せたり、危険な目に遭わせたりするなど、子どもを巻き込んだ暴力は、子どもに悪影響を与えます。

### DVの背景

「夫が妻に暴力を振るうのは仕方がない」という思い込みや、男性優位の意識、男女の経済格差など、個人の問題だけでは片づけられない、社会構造的な問題が大きく関係していると言われています。

### ひとりでも悩まなくて、相談を！

平成25年に実施した県民意識調査では、DVをなくすために相談機関や保護施設整備が重要だと答えた人は、54・1%でした。市は、関係機関と連携を図り、相談機関の周知をしています。

早目の相談が問題解決への第一歩です。DVをはじめとする女性に対する暴力に悩んでいたら、まずはご相談ください。

電話番号	DV相談 (51) 11288	女性のための 相談室 (64) 8997
受付時間	9時～17時15分	9～12時 13～16時
相談場所	富士市配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画センター(フイラッセ西館3階)
相談日	月～金曜日 (祝休日、年末年始は除く)	
相談方法	電話・面接 (要予約、緊急時は随時受け付け)	

### 問い合わせ

多文化・男女共同参画課

☎(55)2724 ☎(55)28064

✉ si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp

## 暮らしを支える正しい計量

# 11月は「計量強調月間」

### ◆正確な計量は生活の基本

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の計量、タクシー料金・ガソリン代の計算などに、さまざまな計量器が使われています。

私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で規則の対象となる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

### ◆食品の内容量と風袋

計量器ではかった重さのことを「量目」と言います。計量法では、量目について「正確な計量」に努めるよう義務づけています。

また、商品の入れ物(トレイ、ラップなど)と添え物(わさび、たれなど)を「風袋」と言います。風袋は内容量には含まれません。



### ◆特定計量器の有効期間をご確認ください

特定計量器のうち、ガスメーター、水道メーター、電気メーター、タクシメーター、自動車の給油メーターなどには検定などの有効期限があります。有効期間が過ぎたものは使用することができません。

### ◆計量器の定期検査を受けていますか？

取引や証明に使用する計量器は、市が2年に1度、偶数年度に実施する定期検査を受ける必要があります。対象になる計量器を持っている人は、必ず定期検査を受けてください。

※今年度は、定期検査の実施はありません。

問い合わせ 商業労政課 ☎ 55-2907 ☎ 51-1997